

■■ 今月の主な内容 ■■

- 中小企業勤労者福祉サービスセンターのご案内
- 鹿児島障害者職業能力開発校入校生の募集
- 県立高等技術専門校入校生の募集
- 令和6年度（後期）職業訓練生の募集
- 9月の「障害者雇用支援月間」について
- シルバー人材センター事業のご案内
- 労働者協同組合法関係のお知らせ
- 外国人材が安心して働ける「かごしま企業」助成
- 外国人材の受け入れ相談窓口
- かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト
- 県労働委員会からのお知らせ
- 鹿児島労働局からのお知らせ
- 鹿児島産業保健総合支援センターからのお知らせ
- 中小企業退職金共済制度の紹介

中小企業勤労者福祉サービスセンターのご案内～福利厚生のおてつだい～

◆ 「中小企業勤労者福祉サービスセンター」ってなに？

中小企業が単独では実施が難しい福祉事業について、低コストで充実した福利厚生をお手伝いします。鹿児島県内では、3つのサービスセンターが設立されています。

◆ どんなサービスをしているの？

以下のようなサービスを実施しておりますが、各センターで実施状況は異なりますので、詳細はHPでご確認ください。

- | | |
|------------|-----------------------|
| ① 健康の維持・増進 | 人間ドックの受診助成、スポーツ施設利用助成 |
| ② 余暇の活動 | ホテル・旅館、映画館、遊園地の割引利用助成 |
| ③ 各種教室・受講 | 各種教室の開催、各種講座受講料の助成 |
| ④ お祝い・お見舞い | 結婚・出産・入学祝金、見舞金の給付 |
| ⑤ 利用代金の割引 | 指定店・施設の食事代やお買い物代金等の割引 |



◆ 入会できる人は？

サービスセンターのある地域内の中小企業の事業主及び従業員の方です。

◆ 入会金・会費は？

サービスセンターにより異なりますが、入会金は300円から500円、会費は月額500円から1000円です。事業主が負担した会費は、税法上、必要経費として扱われます。

県内の中小企業勤労者福祉サービスセンター

- よかセンター鹿児島（（公財）鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター）
☎099-285-0003 【HP】 <https://www.yoka-center.jp/>
- かのやハッピーワーク（（一財）鹿屋市勤労者サービスセンター）
☎0994-40-9931 【HP】 <https://www.kanoya-hw.com/>
- 奄美ゆいセンター（（公財）奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター）
☎0997-53-3366 【HP】 <https://www.amami-sc.com/>

【問合せ先】

県庁雇用労政課労政係
☎099-286-3017

国立県営 鹿児島障害者職業能力開発校入校生募集

鹿児島障害者職業能力開発校では、令和7年度に入校する訓練生を募集します。

科名	情報電子科 グラフィックデザイン科 OA事務科	介護福祉サービス科 アパレル科 ワークトレーニング科（知的障害者対象）		
応募資格	高等学校卒業（卒業見込み者を含む）及び同等以上の学力を有する障害者	義務教育修了以上の障害者		
訓練期間	1年	1年		
募集期間	区分	募集開始日	募集締切	選考日
	A日程	令和6年8月1日(木)	令和6年9月25日(水)	奄美 令和6年10月8日(火) 熊本・宮崎 10月10日(木) 本校 10月11日(金)
	B日程	令和6年10月25日(金)	令和6年11月29日(金)	令和6年12月13日(金)
	C日程	令和7年1月6日(月)	令和7年2月14日(金)	令和7年2月28日(金)
願書提出先	最寄りのハローワーク ※応募手続き書類は鹿児島障害者職業能力開発校又は最寄りのハローワークにあります。			
選考方法	●筆記試験（数学、国語） ●面接			

※B日程以降は、定員に達した科においては、選考を実施しない場合もありますので、事前に下記までお問い合わせください。
※訓練の状況や施設の見学を希望される方は、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

- 鹿児島障害者職業能力開発校 ☎0996-44-2206 [FAX]0996-44-2207
〒895-1402 薩摩川内市入来町浦之名1432
- 県庁雇用労政課公共訓練係 ☎099-286-3021
- 最寄りのハローワーク
- 【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/shogaikou/index.html>

県立高等技術専門校入校生募集

県立高等技術専門校では、令和7年度に入校する訓練生を募集します。

試験の種類		一般選考試験		推薦選考試験				
		高等学校卒業者等を対象	義務教育修了者等を対象					
校名	吹上校	自動車工学科	金属加工科	自動車工学科, 金属加工科				
	宮之城校	建築工学科	室内造形科	建築工学科, 室内造形科				
	始良校	情報処理科, メカトロニクス科	—	情報処理科, メカトロニクス科				
	鹿屋校	電気設備科	—	電気設備科				
応募資格		<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和7年3月に卒業見込みの方 高等学校を卒業された方又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる方 情報処理科においては令和7年4月1日現在30歳以下の方 建築工学科においては令和7年4月1日現在35歳以下の方 	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育を修了された方又は同等以上の学力を有すると認められる方 令和7年3月に中学校を卒業見込みの方 (C～E日程) 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校を令和7年3月に卒業見込みの方 学校調査書における評定 <table border="1"> <tr> <td>概ね3.5以上</td> <td>自動車工学科 建築工学科 情報処理科</td> </tr> <tr> <td>3.0以上</td> <td>上記以外の科</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 出席率が概ね95%以上の方 試験に合格した場合、入校できることを確約できる方 情報処理科においては令和7年4月1日現在30歳以下の方 	概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科	3.0以上	上記以外の科
概ね3.5以上	自動車工学科 建築工学科 情報処理科							
3.0以上	上記以外の科							
受付期間		令和6年9月2日(月)～令和7年2月28日(金)		9月2日(月)～9月26日(木)				
		願書締切日	入試選考日	入試選考日	試験会場			
A日程		10月24日(木)	11月1日(金)	10月4日(金)	入校を希望する各高等技術専門校			
B日程		11月22日(金)	12月2日(月)					
C日程		1月10日(金)	1月20日(月)					
D日程		1月31日(金)	2月9日(日)					
E日程		2月28日(金)	3月9日(日)					
選考方法		筆記試験・面接		筆記試験・面接				
提出書類		<令和6年度卒業見込みの方> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は職業相談票(乙票) ※ 職業相談票(乙票)は、中学校卒業見込みの方のみ 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) <上記以外の方> <ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書又は卒業証明書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 		<ul style="list-style-type: none"> 入校願書(写真貼付) 学校調査書 写真1枚(受験票用 縦4cm×横3cm) 高等学校長の推薦書 				
提出先		入校を希望する各高等技術専門校 ただし、雇用保険受給資格者等は最寄りの公共職業安定所		入校を希望する各高等技術専門校				

※ 入校願書は、各高等技術専門校及び各公共職業安定所のほか、各校のホームページからも取得できます。

※ B～E日程の選考試験については、定員に達した科においては選考を実施しない場合もありますので、事前に各高等技術専門校のホームページ等でご確認ください。

※ E日程の試験会場については、各高等技術専門校へお尋ねください。

※ 令和7年3月に中学校を卒業見込みの方は、C～E日程の受験となります。

※ 欠員がある場合、令和7年3月中旬から下旬に入校試験を追加で実施する場合があります。詳しくは、各高等技術専門校へご確認ください。

【問合せ先】 ○吹上高等技術専門校 ☎ 099-296-2050 ○宮之城高等技術専門校 ☎ 0996-53-0207
○始良高等技術専門校 ☎ 0995-65-2247 ○鹿屋高等技術専門校 ☎ 0994-44-8674
○県庁雇用労政課公共訓練係 ☎ 099-286-3021

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/nyukou/index.html>

ハロートレーニング ～急がば学べ～ 令和6年度(後期)職業訓練生を募集

県では、求職者の皆さんに、再就職のための技能・技術を身につけていただく職業訓練を、民間教育訓練機関等へ委託して実施しています。受講には、ハローワーク(公共職業安定所)への求職申込が必要です。

◆講義のほかに企業で1か月間の職場実習を行う訓練コース【訓練期間：4～5か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	訓練開始日	担当校
IT広告デザイン科	5ヶ月	鹿児島市	24	10月31日	始良

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	訓練開始日	担当校
調理加工科	4ヶ月	曾於市	15	11月26日	鹿屋

◆講義のみを行う訓練コース【訓練期間：3か月～6か月】

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始日	担当校
パソコン基礎・販売科	3ヶ月	鹿児島市	24		R7年3月6日	県立吹上高等技術専門学校
介護・福祉科【実務者研修】	6ヶ月	鹿児島市	24		10月25日	
介護・福祉科【初任者研修】	3ヶ月	奄美市	22		11月15日	
パソコン・基礎科	3ヶ月	南薩地域	24		R7年1月16日	
医療事務科	3ヶ月	鹿児島市	20		12月4日	
ビジネス実務科	3ヶ月	鹿児島市	24	15	11月6日	
介護・福祉科【実務者研修】	6ヶ月	薩摩川内市	24		R7年3月18日	県立宮之城高等技術専門学校
介護・福祉科【初任者研修】	3ヶ月	出水市	20		R7年1月15日	
医療事務科	3ヶ月	鹿児島市	24		R7年3月21日	
ITプログラマー養成科【資格取得コース】	6ヶ月	薩摩川内市	24		R7年3月21日	
パソコン・基礎科	3ヶ月	出水市	22		10月25日	
		薩摩川内市	24		11月19日	
		日置市	24		12月4日	
		出水市	22		R7年2月14日	
		薩摩川内市	24		R7年3月7日	
介護福祉科【実務者研修】	6ヶ月	鹿児島市	24		R7年3月4日	

訓練コース名	訓練期間	実施場所	定員(人)	託児定員	訓練開始日	担当校
パソコン基礎科	3ヶ月	鹿児島市	24		R7年1月28日	県立始良高等技術専門学校
パソコンWEB基礎科	4ヶ月	霧島・始良市	20		R7年2月26日	
パソコン・簿記基礎科	3ヶ月	鹿児島市	24	10	12月6日	
		鹿児島市	24		R7年3月13日	
ITプログラマー養成科【資格取得コース】	6ヶ月	鹿児島市	24		12月11日	
医療事務科	3ヶ月	霧島・始良市	20		11月26日	
ITビジネス科【総合コース】	6ヶ月	鹿児島市	24		11月8日	県立鹿屋高等技術専門学校
		鹿児島市	24		R7年2月6日	
ITビジネス科(WEB制作)【資格取得コース】	5ヶ月	垂水市	20		11月8日	
ITビジネス科(WEBデザイン)【資格取得コース】	4ヶ月	垂水市	20		R7年3月19日	
ITビジネス科(WEB活用)	3ヶ月	志布志市	20		R7年1月31日	
総合ビジネス科	3ヶ月	鹿屋市	20		10月31日	
		鹿屋市	20		R7年2月27日	
パソコン簿記初級科	3ヶ月	鹿屋市	20		12月12日	
		曾於市	15		10月16日	
医療事務科(ドクターズクラーク)	4ヶ月	鹿屋市	20		R7年1月8日	
地域循環林業科	3ヶ月	鹿屋市	15		R7年2月14日	

※「ビジネス実務科」については、定員24人のうち10人は母子家庭の母等の方を優先的に募集します。

※訓練開始日は変更の可能性がありますのでご了承下さい。

【問合せ先】 吹上高等技術専門学校 ☎099-296-2050 宮之城高等技術専門学校 ☎0996-53-0207
始良高等技術専門学校 ☎0995-65-2247 鹿屋高等技術専門学校 ☎0994-44-8674
【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/rodo/kaihatu/index.html>

9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力をお願いします

県では、9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害のある方の職業的自立意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する県民の皆さま、特に事業主の皆さまの関心と理解を一層深めていただくことを目的として、関係機関と共に、様々な障害者雇用支援運動を展開します。

障害のある方の雇用の促進と安定を図るために、県民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。



令和5年度受賞者の皆様

◇ 障害者雇用支援・激励大会

障害者雇用優良事業所及び優秀勤労障害者への表彰や、障害者雇用の取組等をテーマにした講演を予定しています。

- ・日時 9月3日(火) 13:30~15:00
- ・会場 川商ホール 4階市民ホール
(鹿児島市民文化ホール)

【問合せ先】

- ・県雇用労政課雇用支援係 電話:099-286-3028
- ・鹿児島労働局職業対策課 電話:099-219-8712
- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部
電話:099-813-0132

【県HP】

<https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/gekkan.html>

◇ 障害者就職面接会

地区	日時	会場	面接会に関する問合せ先
鹿屋	9/18(水) 13:00-16:00	ホテルさつき苑	ハローワークかのや職業紹介第2部門 0994-42-4135(部門コード41#)
鹿児島	9/25(水) 13:00-16:00	サンロイヤルホテル	ハローワークかごしま障害者援助部門 099-250-6071

シルバー人材センター事業のご案内

シルバー人材センターは、地域に密着した仕事を引き受けし、働く生きがいを感じながら、地域社会の貢献に寄与する組織です。

県では、公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会と県内のシルバー人材センターにおいて、請負、委任での事業のほか、高齢者の豊富な知識や経験を生かした多様な労働者派遣事業を実施しております。

労働者派遣事業については、高齢者のニーズを踏まえた多様な就業機会の確保や生きがいづくりの観点から、県内のシルバー人材センターについて、県が指定した業種や職種に限り、これまで概ね週20時間までの就業に限定されていたものを、週40時間までの就業を可能とする業務要件の緩和を行っています。

- ・指定した業種及び職種 平成29年9月1日指定 7業種 7職種
(詳しくは、県HP掲載) 令和6年5月21日指定 28業種 19職種
- ・指定に係る市町村の区域 鹿児島県内全市町村
詳しくは問い合わせ先やホームページにてご確認ください。

【問い合わせ先】 公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会 ☎ 099-206-5422

【県HP】 <https://www.pref.kagoshima.jp/af04/sien/silveryoukennkannwa.html>



地域づくりを仕事にする新しい働き方

ろうきょう

労働者協同組合



資金を
出し合う

話し合っ
て
営む

共にはたらく

「労働者協同組合法」を活用した、新しい働き方、活力のある地域が全国でひろがっています。

詳しくは専用サイトで

特設サイト「知りたい!労働者協同組合法」

知りたい!労働者協同組合法



厚生労働省WEBサイト 都道府県窓口一覧

厚生労働省 労働者協同組合



労働者協同組合の設立登記後は 都道府県庁へ成立の届出が必要^{※1}です！

① 届出が必要なときは？

- ◇ 労働者協同組合
 - ・ 新規に設立したとき
 - ・ 企業組合又は特定非営利活動法人から労働者協同組合へ組織変更をしたとき ^{※2}
- ◇ 労働者協同組合連合会
 - ・ 新規に設立したとき

② その場合の届出先は？

- ◇ 労働者協同組合
主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ◇ 労働者協同組合連合会
厚生労働大臣

③ 届け出る際に必要な書類は？

以下、4点をお持ちください。

- ・ 様式第1 労働者協同組合成立届書
or
様式第19 労働者協同組合連合会設立届書
- ・ 登記事項証明書
- ・ 定款
- ・ 役員の名及び住所を記載した書面

④ いつまでに届け出ればよいの？

成立の日から2週間以内に届出を行ってください。

⑤ 届出をしないとどうなるの？

届出を怠ったときや、虚偽の届出を行ったときには過料が科せられる場合があります。

※1 上記①のとおり、労働者協同組合連合会の場合においては厚生労働省への届出が必要です。

※2 企業組合等から組織変更をしたときは、労働者協同組合の行政庁（届出先）のみならず、組織変更前の行政庁等に対して、遅滞なく、その旨を届け出る必要があります。

- ・ 企業組合からの組織変更の場合 中小企業等協同組合法第111条第1項第5号に規定する行政庁
- ・ 特定非営利活動法人からの組織変更の場合 特定非営利活動促進法第9条に規定する所轄庁

◎ 行政庁への届出が必要な主な事項

件名	概要
成立届出	成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨並びに役員の氏名及び住所を行政庁に届け出なければならない。
役員の変更届出	役員の氏名又は住所に変更があったときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。
定款の変更届出	定款を変更したときは、その変更の日から2週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。
解散の届出	一定の事由により解散したときは、解散の日から2週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。
合併の届出	合併したときは、合併の日から2週間以内に、登記事項証明書（新設合併設立組合にあっては、登記事項証明書及び定款）を添えて、その旨（新設合併設立組合にあっては、その旨並びに役員の氏名及び住所）を行政庁に届け出なければならない。
決算関係書類等の提出	毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、貸借対照表、損益計算書、剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。
特定労働者協同組合の報酬規程等の提出	特定労働者協同組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度1回、報酬規程等を行政庁に提出しなければならない。
組織変更時財産額に係る使用状況の報告	特定非営利活動法人から組織変更した労働者協同組合が、その行う事業が特定非営利活動に係る事業に該当することについて確認を受けた場合、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、行政庁に対し組織変更時財産額に係る使用の状況を報告しなければならない。

◎ 行政庁の窓口

◇ 労働者協同組合の

都道府県担当部局はコチラ📄

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000927464.pdf>



◇ 労働者協同組合連合会の

厚生労働省担当部局はコチラ📄

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000992246.pdf>





外国人材の 安定的な受入れや定着に向けた取組 を支援します！

事業の趣旨

鹿児島県においては、生産年齢人口の減少等に伴い、人手不足が顕在化しており、外国人材を地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として温かく迎え入れ、定着を促進する必要があります。このため、県では、外国人材が安心して働くことができる住みやすい地域づくりに取り組んでいます。

当事業では、外国人材の受入れ先の企業や監理団体等が実施する、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組を支援します。

対象となる事業

以下(1)～(6)の取組を行う事業であって、県における審査・選考の結果、補助対象として決定されたものが対象となります。

- (1)就業規則、業務マニュアルや社内掲示物の多言語化など、外国人材の定着に繋がる取組
- (2)外国人材の日本語能力の向上に繋がる取組
- (3)外国人材が日本文化や県内の歴史・自然等を体験する取組
- (4)外国人材と地域との交流を図る取組
- (5)団体等が構成員に対し行う、外国人材の安定的な受入れや定着に向けた取組
- (6)その他、当事業の趣旨に即した取組

取組例



日本文化体験

応募期間

令和6年5月22日（水）～11月29日（金）
 （補助金の交付決定額が予算の上限に達した時点で募集を締め切ります。）

補助率

外国人材の参加人数	上限	補助率
5人以上	16万円	3 / 4
5人未満	8万円	

問合せ先

鹿児島県 商工労働水産部
 外国人材政策推進課 中川，鎌野
 (〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1
 行政庁舎10階)

T E L : 099-286-3080
 F A X : 099-286-3599
 E-mail : g-ukeire@pref.kagoshima.lg.jp

【WEB掲載ページ】鹿児島県公式ホームページ

https://www.pref.kagoshima.jp/af21/r6_gaikokujinzai-josei.html



相談
無料

外国人材の受入れに関する 企業向け相談窓口

外国人材の受入手続や在留資格等について、行政書士が面談又はオンラインで相談に対応します。（内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。）

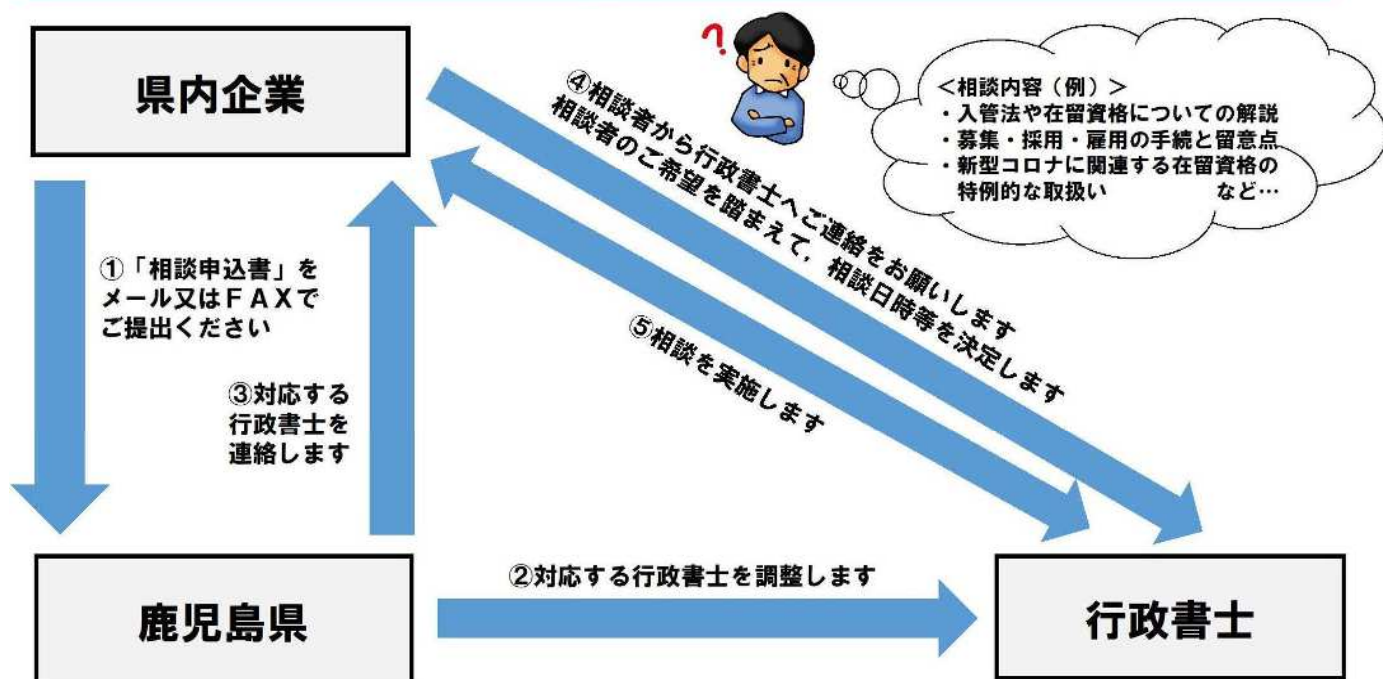
対象

外国人材を受け入れている、または受入れを検討している
県内に事業所を有する企業等

? 相談例 ?


- ・ 入管法や、在留資格について教えてほしい。
- ・ 外国人を雇用したい。募集・採用・雇用まで、どのように進めればいいですか？
- ・ 高度外国人材を採用したい。留学生のインターンシップ実施について知りたい。

～ 相談の流れ ～



※ この窓口では外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご承知おきください。

相談予約方法

- 電子申請：右記二次元バーコードよりお申し込みください。  (<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/e20ChMTO>)
- FAX：裏面の「相談申込書」をFAX（099-286-3599）に送信してください。
- メール： 県ホームページから「相談申込書」をダウンロードし、下記メールアドレスに送信してください。
メールアドレス：g-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp（メール件名は「外国人材相談窓口」）

お問い合わせ

鹿児島県 商工労働水産部 外国人材政策推進課 TEL：099-286-3025

鹿児島県 外国人材 受入れ 相談



かごしま ジェンダー平等推進ポータルサイト

職場、家庭、学校、地域等におけるジェンダーギャップ解消の取り組みに向けた気運醸成を図るため、男女共同参画・ジェンダー平等についての関連情報を一元化して発信しています。ぜひご覧ください。

掲載コンテンツ例

職場で取り組みたい！

誰もが働きやすい
環境づくり



- ・アドバイザー派遣事業
- ・育休・介護取得促進セミナー
- ・職場におけるジェンダー平等推進フォーラム
- ・女性活躍推進宣言企業

地域で活躍したい！

女性の能力向上や
ネットワークの構築



- ・地方自治を担う女性のエンパワメントセミナー
- ・女性のキャリアデザインセミナー
- ・働く女性のマネジメントセミナー

学びたい！

地域、学校における
学習機会の提供等



- ・男女共同参画基礎講座
- ・子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業
- ・男女共同参画地域推進員制度

相談したい！

性別に起因する悩みや
問題を抱える方々への支援
(相談窓口のご案内)



- ・夫婦、家庭、生き方などの相談
- ・配偶者や交際相手からの暴力(DV)
- ・女性の健康相談



かごしまジェンダー平等推進ポータルサイト

検索



【URL】 <https://www.gender-e.pref.kagoshima.jp/>

鹿児島県男女共同参画局男女共同参画室

5 ジェンダー平等を
実現しよう



～10月は個別労働紛争処理制度に係る周知月間です～

県労働委員会委員による 労使間のトラブルに関する相談会

(令和6年度)

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な県労働委員会委員【弁護士・大学教授等、労働組合役員、会社経営者等】がお受けします。(秘密厳守, 無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする「あっせん」制度を利用することもできます。

日	時	場 所	相談対応者等
10月 1日(火) 〔合同相談会〕	午前10時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)	県労働委員会(県庁15階) (鹿児島市鴨池新町10-1)	<ul style="list-style-type: none"> 県労働委員会委員 関係機関相談員等(労働局,社労士会,県雇用労政課)
10月22日(火) 〔定期相談会〕	午後2時30分～5時 (受付:午後4時30分まで) ※毎月第4火曜日に開催		<ul style="list-style-type: none"> 県労働委員会委員
10月27日(日) 〔休日相談会〕	午前10時～午後4時 (受付:午後3時30分まで)		※ 電話でも相談できます



<お問合せ・予約先>

鹿児島県労働委員会事務局(鹿児島市鴨池新町10-1)

相談専用ダイヤル: 099-286-3943

時間: 8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く。)



* 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事前予約をお勧めします。

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和6年5月31日に改正育児・介護休業法が公布されました。詳細は今後省令等で定められます。

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するための措置
- 事業主が選択した措置について、労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

・事業主は、以下の5つの制度の中から2以上の制度を選択して措置する必要があります

- | | | |
|-------------|------------------|-----------------|
| ・始業時刻等の変更 | ・テレワーク等(10日/月) | } フルタイムでの柔軟な働き方 |
| ・保育施設の設置運営等 | ・新たな休暇の付与(10日/年) | |
| ・短時間勤務制度 | | |
- ※ テレワーク等と新たな休暇は、原則時間単位で取得可とする。

② 所定外労働の制限（残業免除）の対象が拡大されます

施行日：令和7年4月1日

改正前

3歳に満たない子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働の制限（残業免除）を受けることが可能

改正後

- 小学校就学前の子を養育する労働者が請求可能に

③ 子の看護休暇が見直されます

施行日：令和7年4月1日

改正前

- 【名称】
子の看護休暇
- 【対象となる子の範囲】
小学校就学の始期に達するまで
- 【取得事由】
- 病気・けが
 - 予防接種・健康診断
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
- (1) 引き続き雇用された期間が6か月未満
 - (2) 週の所定労働日数が2日以下

改正後

- 【名称】
子の看護等休暇
- 【対象となる子の範囲】
小学校3年生修了までに延長
- 【取得事由】（※詳細は省令）
- 感染症に伴う学級閉鎖等
 - 入園(入学)式、卒園式を追加
- 【労使協定の締結により除外できる労働者】
- (1)を撤廃し、(2)のみに
(週の所定労働日数が2日以下)

④ 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます

施行日：令和7年4月1日

- 3歳に満たない子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

⑤ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮が事業主の義務になります

施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日

- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、**労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮**が事業主に義務づけられます。

- ・意向聴取の方法は、省令により、面談や書面の交付等とする予定です。
- ・具体的な配慮の例として、自社の状況に応じて、勤務時間帯・勤務地にかかる配置、業務量の調整、両立支援制度の利用期間等の見直し、労働条件の見直し等を指針で示す予定です。さらに、配慮に当たって、以下の事項等を望ましい対応として、指針で示す予定です。
 - * 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
 - * ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること

⑥ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大されます

施行日：令和7年4月1日

- 従業員数300人超の企業に、**育児休業等の取得の状況を公表**することが義務付けられます。(現行では、従業員数1,000人超の企業に公表が義務付けられています。)

- ・公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における①育児休業等の取得割合または②育児休業等と育児目的休暇の取得割合のいずれかの割合を指します。

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

⑦ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認、雇用環境整備等の措置が事業主の義務になります

施行日：令和7年4月1日

- 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する**個別の周知・意向確認の措置**
(※面談・書面交付等による。詳細は省令。)
- 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での両立支援制度等に関する**情報提供**
- 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい**雇用環境の整備**
(※研修、相談窓口設置等のいずれかを選択して措置。詳細は省令。)
- 要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるよう事業主に**努力義務**
- 介護休暇について、引き続き雇用された期間が6か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止

この夏は
休みをつなげて
心身ともに
リフレッシュ。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇 を上手に活用し
働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この夏に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎099-223-8239）にお問い合わせください。

（年次有給休暇取得促進特設サイト URL）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

2024年4月から

労働条件明示のルール

が変わります

詳しくは、鹿児島労働局
労働基準部監督課
(099-223-8277)へ



労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング

新しく追加される明示事項

全ての労働契約の締結時と
有期労働契約の更新時

1. **就業場所・業務の変更の範囲**

有期労働契約の
締結時と更新時

2. **更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容**

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく
無期転換申込権が発生する
契約の更新時

3. **無期転換申込機会**

4. **無期転換後の労働条件**

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

行動災害の予防対策、取り組んでいますか？

鹿児島県内の労働災害（休業4日以上）による死傷者数は、第三次産業を中心に増加傾向にあります。なかでも「転倒」や、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」による労働災害の増加が顕著で、全体の約4割を占めています。

そこで、働く人の作業行動に起因する労働災害である「行動災害」を予防するためのセミナーを初めて開催します！この機会にぜひご参加いただき、事業場内での取り組みにお役立てください。

	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上
令和5年	261	405	550	728
令和4年	266	389	479	720
令和3年	350	413	503	702
令和2年	285	416	506	649
令和元年	312	351	471	623

	転倒	動作の反動・無理な動作
令和5年	555	357
令和4年	489	347
令和3年	514	348
令和2年	497	284
令和元年	442	276

60歳以上の労働災害が年々増加
年齢層が上がると労働災害も増加

腰痛災害が年々増加
各年では2つの災害で全産業の34～38%

働く人の腰痛・転倒をみんなで予防しよう！

～作業行動に起因する労働災害の防止に向けて～

日 時： 令和6年9月24日（火） 14時～16時

会 場： Li-ka1920 5階 貸会議室 Room A（鹿児島市中央町19-40）

※本セミナー参加者を対象にした無料駐車場はございません。

内 容： 第1部 「労働者の作業行動に起因する労働災害の現状等」

講師：厚生労働省 鹿児島労働局 健康安全課

第2部 「原因に応じた対処法 ～実践に向けて～」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員

第3部 「事業場外資源の活用と利用のご案内」

講師：鹿児島産業保健総合支援センター 副所長

対 象 者： 事業主、安全衛生担当者

定 員： 78名（先着）

申込方法： 申込フォーム、2次元コード

申込期限： 令和6年9月17日（火）



参加
無料

<https://ssl.formman.com/t/iMaT/>



厚生労働省 鹿児島労働局(健康安全課 ☎099-223-8279)
鹿児島県小売業SAFE協議会・鹿児島県介護施設SAFE協議会
独立行政法人 労働者健康安全機構
鹿児島産業保健総合支援センター(☎099-252-8002)

退職金で、会社にも従業員にも活力を!

安心・確実

確実な退職金支払
安心の資産運用



中

小企業

人材の定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

有利

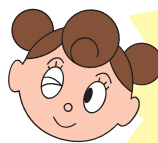
掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

退

職金

簡単管理

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ



パートさんも 加入OK

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

共

済制度

中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、110万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

中退共制度のしくみ

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

労働かごしま 令和6年8月号発行 通算第440号
編集・発行 鹿児島県雇用労政課 電話 099-286-3017
メール r-rousei@pref.kagoshima.lg.jp